

1 非公開情報（個人に関する情報）（第7条第1号関係）

現行規定に「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報」を加える。

（考え方）

条例第7条第1号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」と規定しています。

この現行規定に、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び多くの地方公共団体の情報公開条例において規定されている「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報」を追加するものです。

これは、カルテ、感想文又は個人の著作物のように、たとえ個人が識別されないものであつても、個人の人格と密接に関連するもの又は公開すれば著作権などの財産権その他の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる場合にあつては非公開とするものであり、現行においても、当該情報については非公開とする運用を行っていますが、これを規定することで非公開とすることを明確にするものです。

2 災害等が発生した場合の諾否決定期間特例延長規定の適用(第 11 条第 5 項関係)

災害等が発生し緊急を要する業務処理を行う必要がある場合においては、第 11 条第 5 項に規定する諾否決定期間特例延長を適用できるものとする。

また、別の事由により既に諾否決定期間を延長している場合であっても、再延長できるものとする。

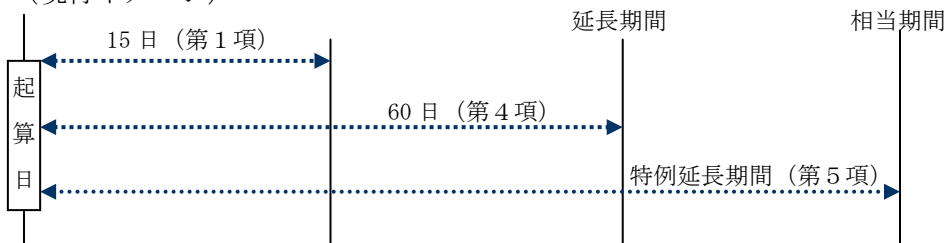
(考え方)

現行規定において、災害事由が発生した場合に諾否決定を延長できる期間は、事務処理上困難であるとして条例第 11 条第 4 項に基づき、60 日を期限として延長できるとしてありますが、緊急を要する業務処理を行う期間が終了すると思われる合理的な期間まで、また、条例第 11 条第 4 項及び第 5 項において、諾否決定期間を延長している場合であっても、期間の延長を行うことができるようにします。

なお、災害その他やむを得ない事由が発生した場合とは、大規模な自然災害又は人的災害等の発生に伴い、実施機関において、緊急を要する業務の処理が発生した場合です。

(参考) 請求から公開決定等までの日数

(現行イメージ)



(改正イメージ)

